

○安曇野市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

平成17年10月1日告示第115号

改正

平成22年3月26日告示第42号
平成23年3月24日告示第56号
平成26年6月10日告示第242号
平成29年3月9日告示第101号
令和2年2月4日告示第29号
令和5年3月27日告示第89号
令和5年12月20日告示第568号
令和6年9月27日告示第413号
令和7年3月31日告示第139号
令和8年3月31日告示第130号

安曇野市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるエネルギーの自給自足を促し、脱炭素社会の実現を図るため、住宅用地球温暖化対策設備を設置し、又は購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金を交付する住宅用地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電システム 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値（単位はキロワットとし、その値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第3位を四捨五入して得た値とする。以下同じ。）又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値とする。以下同じ。）が10キロワット未満のもの

イ 居住する住宅の屋根へ設置し、発電した電気の一部又は全部を居住する住宅において使用するもの

ウ 未使用のもの

(2) 定置型蓄電システム 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 太陽光発電設備（前号ア及びイに該当するものをいう。以下同じ。）と連結し、接続された太陽光発電設備で発電した電気を蓄えることができ、その電気を住宅で 사용할ことができるもの

イ 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの

ウ 未使用のもの

(3) 電気自動車 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金において、電気自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの、超小型モビリティ、原動機付自転車及び側車付二輪自動車を除く。）の区分で補助対象車両に当たるもの

イ 太陽光発電設備により発電した電気で充電が行われるもの

ウ 補助金の交付決定前に初度登録（普通乗用自動車、小型乗用自動車、普通貨物自動車及び小型貨物自動車にあっては道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルに初めて登録することをいい、軽乗用自動車及び軽貨物自動車にあっては同法第59条に規定する新規検査を受けることをいう。以下同じ。）を受けていないもの

（4）電気自動車等充給電設備（V2H） 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象となるV2H充放電設備に当たるもの

イ 電気自動車等（電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をいう。）と居住する住宅との間で相互に電力を供給できるもの

ウ 未使用のもの

（5）太陽熱利用システム 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 自然循環型（集熱器と貯湯槽が一体になっており、水の循環に動力を使用しないものをいう。）又は強制循環型（集熱器と蓄熱槽から構成され、集熱媒体の循環に動力を使用するものをいう。）で、給湯、冷暖房等の用に供するもの

イ 未使用のもの

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める個人とする。

（1）太陽光発電システム、定置型蓄電システム、電気自動車等充給電設備（V2H）又は太陽熱利用システム 次のいずれにも該当する個人

ア 市税の滞納のない者

イ 自らが居住するための市内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下「対象住宅」という。）に対象設備を設置しようとする者又は対象設備が設置された販売を目的とした住宅（まだ人の居住の用に供したことがないものに限る。）を対象住宅として購入しようとする者

ウ 定置型蓄電システムにあっては、対象住宅に太陽光発電設備が設置済みである者又は太陽光発電システムと同時に導入する者

エ 補助金の交付決定以後に対象設備の設置の工事に着手し、当該交付決定を受けた日の属する年度内に対象設備の設置（対象設備が設置された販売を目的とした住宅を購入しようとする場合にあつては、当該交付決定以後に引渡し）を完了し、第7条に規定する実績報告書を提出することができる者

オ 第7条に規定する実績報告書の提出時において、対象住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票をいう。）に記録されている者

（2）電気自動車 次のいずれにも該当する個人

ア 市税の滞納のない者

イ 電気自動車を自家用として購入し、自らが継続して使用する者

ウ 対象住宅に太陽光発電設備が設置済みである者又は太陽光発電システムと同時に導入する者

エ 補助金の交付決定以後に初度登録（中古の輸入車の初度登録を除く。）を受けた電気

自動車を購入する者で、当該交付決定を受けた日の属する年度内に納車が完了し、第7条に規定する実績報告書を提出することができるもの

オ 当該電気自動車に係る自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）に所有者及び使用者（所有権が留保された購入にあつては、使用者。以下同じ。）として記録されている者

カ 自動車検査証記録事項に記載された所有者及び使用者の住所並びに使用の本拠の位置が住所として住民票に記録されている者

キ 当該電気自動車について、安曇野市災害時協力登録車制度実施要綱（令和7年安曇野市告示第138号）第3条に規定する登録の申込みをし、自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日まで、同要綱第4条第1項の規定により当該電気自動車とともに登録される者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置（電気自動車にあつては、購入）に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、市長が適当と認めるものとする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助対象経費の額を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（1）太陽光発電システム 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 新築（対象住宅が新たに建設された対象住宅であつて、まだ人の居住の用に供したことがないものであることをいう。以下同じ。）の対象住宅に対象設備を設置する場合又は対象設備が設置された新築の対象住宅を購入する場合 対象設備の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額

イ 既築（対象住宅が新築以外の対象住宅であることをいう。以下同じ。）の対象住宅に対象設備を設置する場合 対象設備の発電出力に1キロワット当たり3万円を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

（2）定置型蓄電システム 1申請当たり10万円

（3）電気自動車 1申請当たり10万円

（4）電気自動車等充給電設備（V2H） 1申請当たり7万5,000円

（5）太陽熱利用システム 1申請当たり4万円

3 補助金の交付は、対象設備の種類ごとに、同一年度内で1軒の住宅当たり1回限りとする。（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）太陽光発電システム、定置型蓄電システム、電気自動車等充給電設備（V2H）又は太陽熱利用システム 次に掲げる書類

ア 対象設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書（太陽光発電システムにあつては、太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナの定格出力の合計値が分かるもの）

イ 対象住宅の位置図

ウ 対象住宅及び設置予定箇所を確認できる写真（定置型蓄電システムにあつては、太陽

- 光発電設備の設置状況を確認できるもの)
- エ 仕様書、カタログの写しその他対象設備の形状及び性能が分かるもの（太陽光発電システムを除く。）
- オ 太陽光発電システムにあっては、対象住宅が完成した日が確認できる書類（新築を除く。）
- カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 電気自動車 次に掲げる書類
 - ア 電気自動車の購入に要する費用の内訳が記載された見積書
 - イ 対象住宅の位置図
 - ウ 電気自動車の駐車を予定している場所が対象住宅の敷地内であることを確認できる写真
 - エ 太陽光発電設備が設置済みの対象住宅にあっては、当該太陽光発電設備の設置状況を確認できる写真
 - オ 仕様書、カタログの写しその他電気自動車の形状及び性能が分かるもの
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、交付決定の通知を受けた後において補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、住宅用地球温暖化対策設備設置変更・廃止承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、対象設備の設置又は購入が完了したときは、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 太陽光発電システム、定置型蓄電システム、電気自動車等充給電設備（V2H）又は太陽熱利用システム 次に掲げる書類
 - ア 対象設備の設置に要した費用に係る領収書等の写し及び内訳が確認できる書類
 - イ 対象設備が設置されていることを確認できる写真（太陽光発電システムにあっては、太陽電池モジュールの枚数を確認できる写真。ただし、写真により当該枚数が確認できないときは、写真及び図面）
 - ウ 対象設備の保証書、納品書、出荷証明書等の当該対象設備が未使用品であることが分かる書類であって当該対象設備の型式、商品名等が記載されたものの写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 電気自動車 次に掲げる書類
 - ア 電気自動車の購入に要した費用に係る領収書等の写し及び内訳が確認できる書類
 - イ 電気自動車が対象住宅の敷地内に駐車されていることを確認できる写真（自動車登録番号標又は車両番号標が識別できるものに限る。）
 - ウ 自動車検査証記録事項の写し
 - エ 安曇野市災害時協力登録車制度実施要綱第3条第2項に規定する安曇野市災害時協力登録車制度登録申込書の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、対象設備の設置又は購入が完了した日から30日以内又

は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

(対象設備の管理)

第8条 対象設備を設置又は購入し、補助金の交付を受けた者は、当該対象設備を善良な管理者の注意をもって管理し、適正な運用を図らなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年度の補助金から適用し、平成17年度の補助金については、豊科町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成15年豊科町告示第56号）、穂高町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成13年穂高町告示第5号）、三郷村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成16年三郷村告示第79号）又は堀金村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成17年堀金村告示第6号）（以下これらを「合併前の告示」という。）の例による。

(経過措置)

3 合併前の告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和5年度の特例)

4 令和5年4月1日から同年12月25日までの間に対象設備の設置工事に着手した者であつて、当該着手前に当該対象設備に係る第5条の申請を行っていないものの取扱いについては、市長が別に定める。

(令和6年度の特例)

5 令和6年8月27日から同年9月29日までの間に対象設備の設置工事に着手した者であつて、当該着手前に当該対象設備に係る第5条の申請を行っていないものの取扱いについては、市長が別に定める。